



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

**Press Release**

報道関係者 各位

平成25年8月6日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 斎藤 文彦  
監察監督官 町田 良則  
電話 018-862-6682

## 労働災害撲滅のための建設工事集中監督の指導結果について

～ 建設工事現場の6割に労働安全衛生法違反の是正を迫る ～

秋田労働局（局長 小林 泰樹）は、秋田労働局及び管内6つの労働基準監督署の労働基準監督官、安全担当職員により、7月1日から31日までの「建設業災害防止指導重点期間」において県内の建設工事現場に対する集中監督を実施しました。その結果を紹介します。

また、今回の結果を踏まえ、秋田労働局では引き続き、建設工事現場における労働災害防止対策を積極的に取り組んでいくこととしています。

### 違反等の概略

期間中に監督を実施した現場数は、125件で、法違反が認められた現場数は76件（違反率60.8%）、事業場数は123件（違反率70.7%）となった

#### [内訳]

木造家屋建築工事は、事業場で法違反が79.6%で、現場では墜落災害防止措置を怠っていたとする法違反が59.7%と高い

木造家屋建築工事の監督事業場は、元請、下請を含めて93件。現場数は67件ありましたが、このうち墜落・転落防止措置違反の現場は40件、違反率59.7%となっています。これに次ぎ、元請が下請への指導を怠っていたなどの現場管理に関する法違反が33件、違反率49.3%と高く、木造家屋建築工事では、墜落災害防止と現場管理面の在り方が労働災害防止対策では急務になっています。

木造家屋建築工事以外の現場（鉄骨・鉄筋コンクリート造建築、土木工事等）での違反率は、44.8%だが、墜落災害防止措置違反が多い。

木造家屋建築工事以外の鉄骨・鉄筋家屋建築、土木工事等の監督実施事業場は、81件で、この現場の違反率は、44.8%となりました。現場数は、58件あり、墜落・転落防止措置違反数は、13件で、違反率は22.4%ともっとも多くなっています。

(注意) 事業場：下請がいる場合、下請が法令違反をした件数は1件として計上します。例えば、元請、下請1社で、それぞれ違反があれば、元請1件、下請1件の2件分として計上しています。

## 違反状況の詳細

### 1 監督実施結果

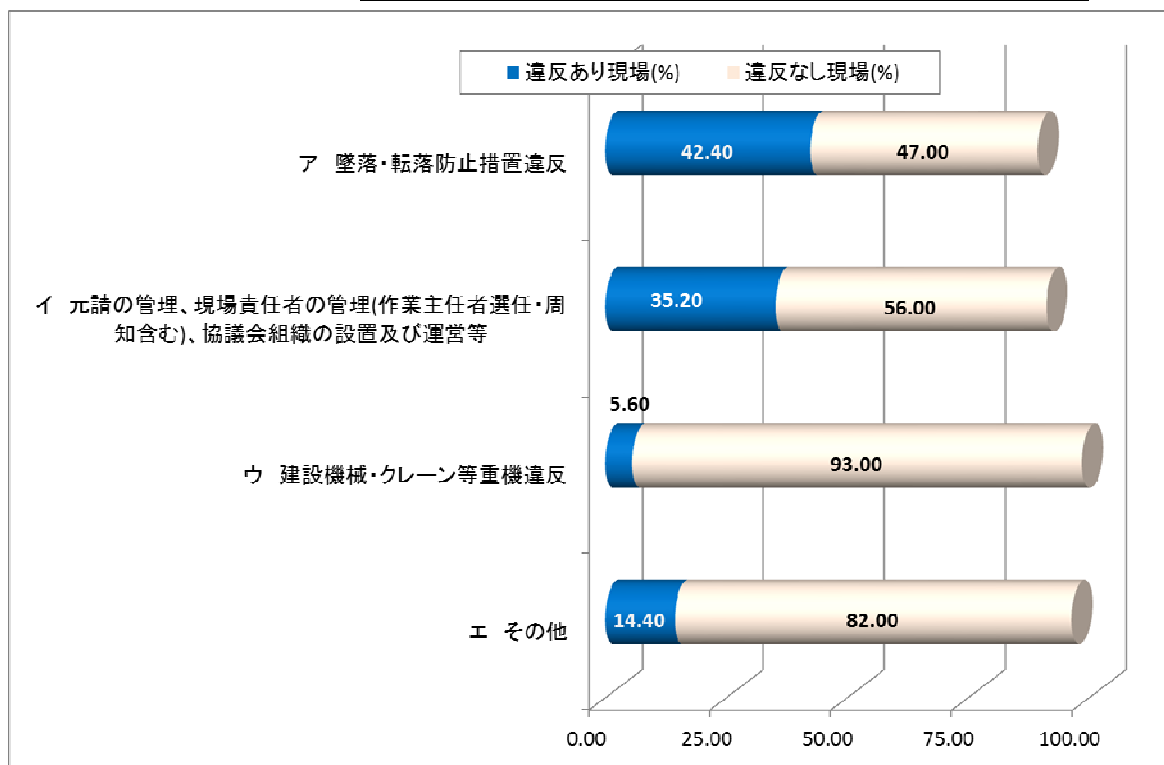
#### (1) 全体違反状況

監督実施件数	174 件	[監督実施現場	125 現場]
違反事業場	123 件	[違反現場	76 現場]
事業場違反率	70.7%	[現場違反率	60.8%]

(※違反率=【法違反があった件数 / 監督指導実施件数】×100)

ア 墜落・転落防止措置違反 (手すりがない、足場が法令に適さない等の違反)	53 現場 [違反率 42.4%]
イ 元請の管理、協議会設置などの現場管理等 (下請がいる場合での元請の指導、協議会設置、 作業主任者の管理などの違反)	44 現場 [違反率 35.2%]
ウ 建設機械・クレーン等重機違反	7 現場 [違反率 5.6%]
エ その他	18 現場 [違反率 14.4%]

違反率=【法違反があった現場件数 / 現場全数(125)】×100



※今回指導した主な違反は、別添「指導した主な法違反」にある内容等です。

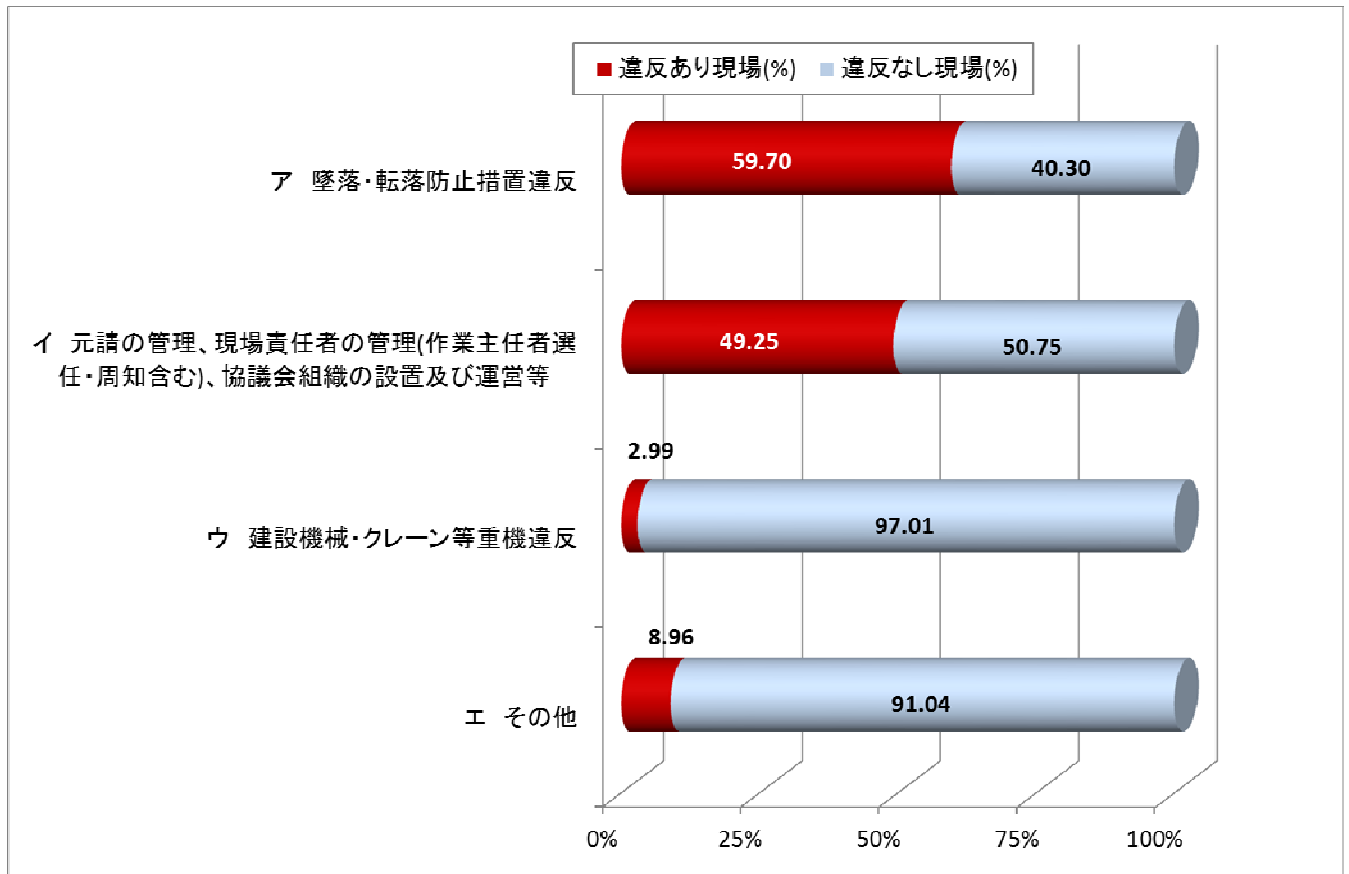
#### (2) 木造家屋建築工事違反内容

監督実施件数	93 件	[監督実施現場	67 現場]
違反事業場	74 件	[違反現場	50 現場]
事業場違反率	79.6%	[現場違反率	74.6%]

##### 違反項目

ア 墜落・転落防止措置違反 (手すりがない、足場が法令に適さない等の違反)	40 現場 [違反率 59.7%]
--	-------------------

- イ 元請の管理、協議会設置などの現場管理等 33 現場 [違反率 49.3%]  
(下請が有り現場で元請の指導、協議会、作業主任者の管理などの違反)
- ウ 建設機械・クレーン等重機違反 2 現場 [違反率 3.0%]
- エ その他 6 現場 [違反率 9.0%]  
(携帯丸のこに関する法違反等)



平成 23 年度(9 月 1 日から 30 日)に実施した、木造家屋の局署合同監督の実施結果と比較すると下記のとおりです。

項目	H23 年度	H25 年度	増減P
事業場法違反率	75.2%	79.6%	4.4 ↑
現場法違反率	49.6%	74.6%	25.0 ↑
墜落防止違反率	49.6%	59.7%	10.1 ↑

使用停止命令や作業停止命令違反

死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険が大きいと判断されたものを使用させ又は危険な個所で作業を行わせたものに使用停止命令等の違反を指摘したものは下記の 16 現場 (重複あり) でした。

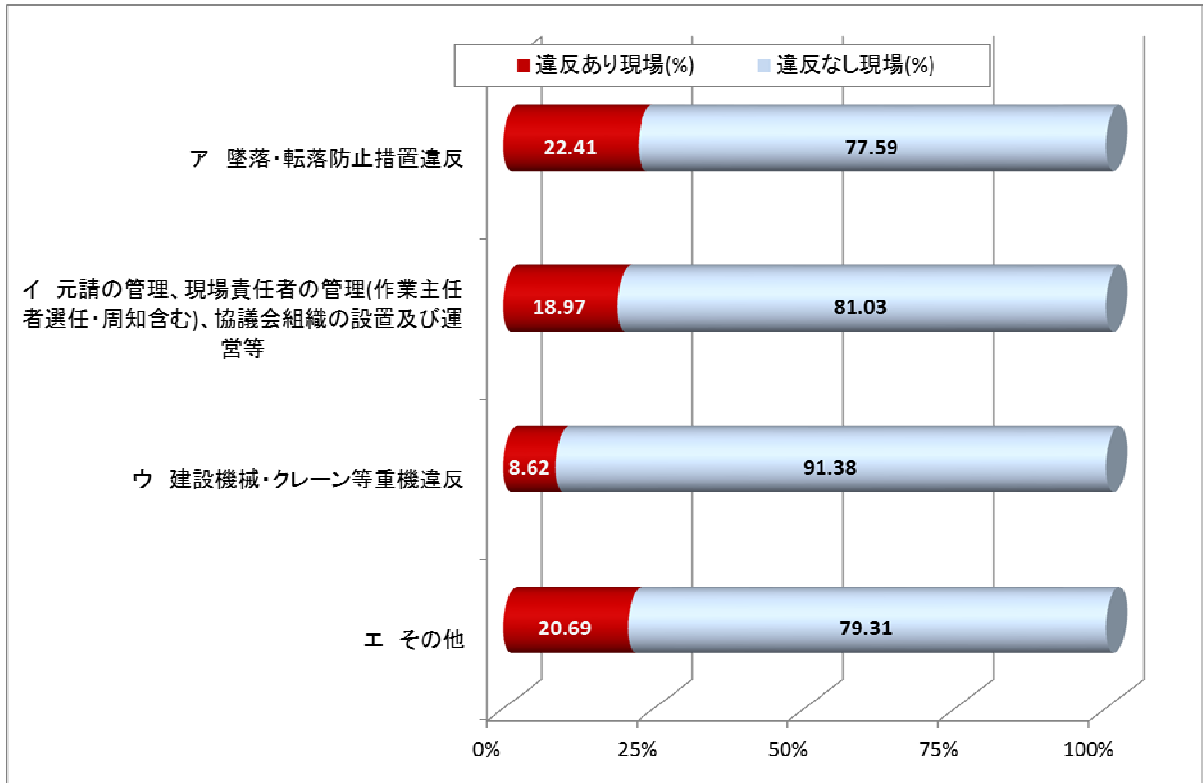
- ア 足場に手すりがない等足場に関するもの 7 現場
- イ 作業床端、開口部で危険があったもの 9 現場

### (3) 鉄骨・鉄筋家屋建築、土木工事等の違反内容

監督実施件数	81 件	[監督実施現場	58 現場]
違反事業場	49 件	[違反現場	26 現場]
事業場違反率	60.5%	[現場違反率	44.8% ]

違反項目

- ア 墜落・転落防止措置違反 13 現場 [違反率 22.4%]  
(手すりがない、足場が法令に適さない等の違反)
- イ 元請の管理、協議会設置などの現場管理等 11 現場 [違反率 19.0%]  
(下請がいる場合での元請の指導、協議会、作業主任者の管理などの違反)
- ウ 建設機械・クレーン等重機違反 5 現場 [違反率 8.6%]
- エ その他 12 現場 [違反率 20.7%]  
(携帯丸のこに関する法違反等)



平成 23 年度 (7 月 1 日から 10 日まで) に実施した、建設工事の局署合同監督の実施結果と比較すると下記のとおりです。

項目	H23 年度	H25 年度	増減P
建設現場法違反率	52.4%	44.8%	7.6 ↓

使用停止命令や作業停止命令違反

使用停止命令等の違反とされたものは下記の 2 現場 (重複現場なし) でした。

- ア 足場に手すりがない等足場に関するもの 1 現場
- イ 建設機械・クレーン等 1 現場

2 災害発生状況と今後の取り組み

(1) 建設業の災害状況

平成 24 年(1 月～12 月)の全業種における休業 4 日以上労働災害による死傷者数は、1,079 人で、このうち建設業は 236 人と全体の 21.9%を占め全業種中で最も高くなっています。また、平成 23 年で全業種の 21.6%を占めていたことと比較してみると、0.3 ポイント増、死傷者数で 12 人の増加となっています。このようなことから建設業は災害多発業種となっています。(資料 1

参照)

平成 24 年に発生した建設業における死傷者数を事故の型別にみると、「墜落・転落」92 件（建設業災害の 39.0%、死亡 1 件）が最も多く、次いで「飛来・落下」26 件（建設業災害の 11.0%）、「切れ・こすれ」24 件（建設業災害の 10.2%）などとなっています。（資料 2 参照）

## (2) 集中監督結果

### 監督全体

今回の局署合同監督は、6 割を超える現場で労働安全衛生法違反の状況が認められました。事故原因の「墜落・転落」につながる「墜落・転落防止措置違反」が 42%を占めるなど、依然対策の徹底が求められる中で、元請の指導や作業主任者の選任・職務、現場の安全協議会などの現場の管理の問題に関する問題の「元請の管理、現場責任者の管理、協議会組織等」の違反が 35%もあるなど、現場管理の在り方も問われる結果となりました。

### 木造家屋建築工事

今回の監督は、建設工事で特に木造家屋建築工事をメインとして実施されています。

その実施結果は、木造家屋建築工事現場に限ってみるとその事業場の 79.6%で法違反、現場単位でも 74.6%で法違反が認められる結果となりました。これは、合同監督として実施した平成 23 年度の結果より事業場で 4.4 ポイントの増、現場では、25.0 ポイントも増加する結果になり、違反事業場数が増加している結果となりました。

特に、「墜落・転落防止措置違反」が 59.7%と約 6 割と多く、平成 23 年度の合同監督時と比べ、10.1 ポイントも増加しています。

### 鉄骨・鉄筋家屋建築、土木工事等

今回監督を実施した現場の種類は、鉄骨家屋等の建設工事の現場が 52.6%、土木工事の現場が 45.6%を占めました。

現場の違反の状況は、44.8%であり、平成 23 年度の違反率 52.4%の結果より低くなっています。

## (3) 今後の取り組み

秋田労働局では、今回指摘した指導事項のほとんどが是正済みとなっていますが、今回の合同監督の結果を踏まえ、関係行政機関、事業者団体等とも連携し、「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーンの災害」等の防止を重点とした対策について一層の周知・徹底を図るほか、災害発生の動向によっては、改めて集中的な監督実施を行うなどを検討することとしています。